

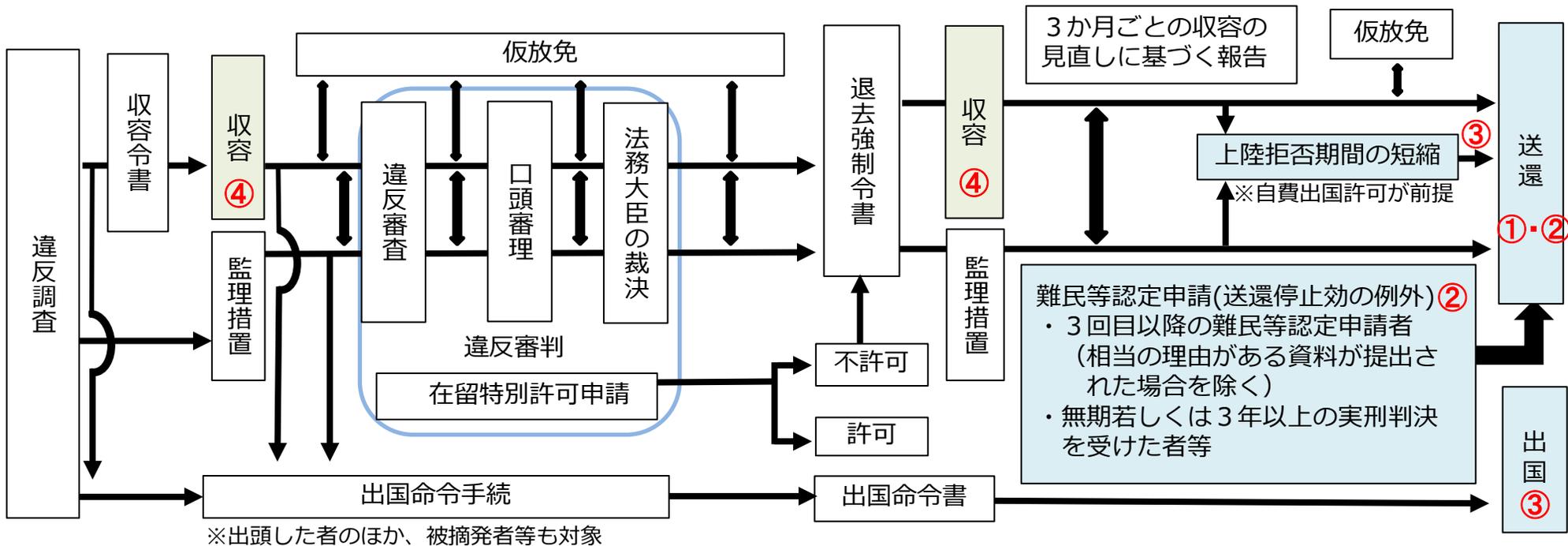
# 「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」 実施状況

---

令和7年10月10日  
出入国在留管理庁

- 出入国在留管理庁は、令和7年5月23日に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）を発表し、護送官付き国費送還の促進等の諸施策に取り組んでいるところです。
- ゼロプランの開始に当たって、社会の御関心が高かったことから、今回特別に令和7年1月から8月までの間における月別の統計を集計しましたので、その結果を報告します。
- 数値は、全て速報値となります。

## （参考）退去強制手続等



## 退去強制令書により送還された人員

### 概要

- 入管法違反者を我が国から退去させることとなる制度は、①退去強制令書による送還、②出国命令による出国がある。
- ①の退去強制令書による送還により、令和7年1月から8月までに送還された者の数は、4,841人であり、1月から5月までと6月から8月までの月平均を比較すると増加が見られる。
- 国費送還（護送官あり）の月別件数は、6月以降増加。

### 実施状況

#### ○令和7年

送還手法	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	総数
総数	519	524	615	433	630	702	816	602	4,841
自費出国	466	456	566	381	549	623	718	523	4,282
国費送還 (護送官なし)	40	50	37	26	52	38	46	36	325
国費送還 (護送官あり)	12	10	11	24	27	36	46	37	203
その他	1	8	1	2	2	5	6	6	31

#### ○令和6年

送還手法	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	総数
総数	527	602	716	522	761	695	685	642	5,150
自費出国	463	542	637	465	686	642	616	561	4,612
国費送還 (護送官なし)	47	34	55	39	52	30	46	55	358
国費送還 (護送官あり)	12	24	16	14	20	12	20	26	144
その他	5	2	8	4	3	11	3	0	36

## 国費送還（護送官あり）

### 概要

- ▶ 令和7年1月から8月までの間に国費送還（護送官あり）した者203人の国籍・地域別の内訳では、トルコが最も多く41人、以下、フィリピン32人、スリランカ27人、ベトナム15人、中国15人と続いている。  
203人のうち、未成年者（送還実施時に18歳未満であった者）の数は、7人であった。
- ▶ 送還停止効の例外を適用して送還した者の数は、42人であった。  
そのうち3回目以降の難民等認定申請者（第1号）は、38人であった。そのほか、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出したため、送還計画を中止した者は、1人であった。  
無期又は3年以上の実刑判決を受けた者等（第2号）は、4人であった。

### 国費送還（護送官あり）の事例

### 実施状況

国籍・地域別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	総数
総数	12 (1)	10 (1)	11 (0)	24 (1)	27 (3)	36 (11)	46 (15)	37 (10)	203 (42)
トルコ		1	2	2	2	7 (4)	12 (10)	15 (8)	41 (22)
フィリピン	1		2	10	5 (2)	4 (1)	6	4	32 (3)
スリランカ	1 (1)		1	2	6 (1)	6 (3)	8 (3)	3 (1)	27 (9)
ベトナム		2	1	2	4	1	3	2	15
中国	1		1	2	1	3	3	4	15
パキスタン			1	1 (1)	1	2 (1)	2	1	8 (2)
タイ	1	1			1	2	2	1	8
ブラジル	1	1			2	1	1	1	7
バングラデシュ	1			1			3 (1)		5 (1)
ナイジェリア		1 (1)		1		1 (1)	1	1 (1)	5 (3)
その他	6	4	3	3	5	9 (1)	5 (1)	5	40 (2)

※括弧内は、送還停止効の例外を適用して送還した人数

- ① 南アジア出身の被退去強制者は、我が国に在留中に条例違反（痴漢）により罰金20万円の略式命令、強制わいせつ致傷により懲役4年、強姦致傷により懲役6年の実刑判決を受けたところ、退去強制令書が発付され、3度にわたり難民等認定申請の棄却告知を受けたにもかかわらず、引き続き自身の難民性を主張して頑なに送還を拒み、収容時には仮放免許可を得ることを企図して官給食の摂食を拒否するなど、以後も自発的な帰国が望めない者であったため、護送官を付して送還した。
- ② 中近東出身の被退去強制者は、退去強制令書が発付された後も難民等認定申請を繰り返して頑なに送還を忌避し続けた結果、不法残留の期間が約18年に及び、今後も自発的な帰国が望めない者であったため、5回目の難民等認定申請中（難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料の提出なし）に護送官を付して送還した。  
なお、航空機への搭乗時、大声を上げながら抵抗したものの、本人・護送官の双方に受傷事故等はなかった。
- ③ 東アジア出身の被退去強制者は、我が国に不法入国後、強盗致傷、強盗、窃盗、建造物侵入、住居侵入、邸宅侵入及び入管法違反（不法入国及び集団密航に係る罪）により、懲役20年の実刑判決を受けたところ、退去強制令書が発付されたにもかかわらず、帰国するとえん罪事件を理由に迫害を受けるなどと主張して頑なに送還を拒み、自発的な帰国が望めない者であったため、護送官を付して送還した。

## 出国命令（自発的な帰国を促す措置）により出国した人員

### 概要

- 入管法違反者を我が国から退去させることとなる制度は、①退去強制令書による送還、②出国命令による出国がある。
- このうち②の出国命令制度は、入管法違反者のうち一定の要件を満たす不法残留者について、収容しないまま簡易な手続により出国させる制度であり、令和5年改正入管法により、速やかに本邦から出国する意思をもって出頭申告した者のほか、入国警備官に摘発等された後、速やかに本邦から出国する意思を表明した者も出国命令の対象となるよう範囲を広げ、自発的な帰国を促進している。
- 令和7年1月から8月までに出国命令により出国した者の数は、6,680人であった。

### 実施状況

年 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総 数
令和7年	952	698	936	835	782	855	856	766	—	—	—	—	6,680
令和6年	912	880	855	811	779	848	959	894	770	862	835	876	10,281

## 上陸拒否期間短縮決定（自発的な帰国を促す措置）を受けて出国した人員

### 概要

- 上陸拒否期間の短縮決定は、令和5年改正入管法により創設され、退去強制令書の発付を受けた者からの申請に基づき、申請者の素行や退去強制の理由となった事実その他の事情を考慮して相当と認めるときに、上陸拒否期間を1年とすることができる制度である。
- 令和7年1月から8月までに上陸拒否期間短縮決定を受けて出国した者の数は、212人であった。
- 上陸拒否期間の短縮決定を受けて出国した者のうち、その後在留資格認定証明書を交付した数は4件、不交付とした数は3件であった（令和7年9月19日時点）。

### 実施状況

年 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総 数
令和7年	10	21	26	16	29	40	36	34	—	—	—	—	212
令和6年	—	—	—	—	—	2	22	32	26	21	27	22	152

## 被收容者の入出所・月末現在收容人員

**概要**

- 令和7年1月から8月までに出入国在留管理庁の收容施設に入所した者の数は、8,402人であり、收容施設から出所した者の数は、8,514人であった。
- 月末現在收容人員が最も多かったのは6月（531人）であった。

実施状況	月 入出所・收容人員	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	総数
		入所	930	1,003	1,064	825	1,119	1,226	1,303	
出所	965	1,028	1,103	736	1,129	1,204	1,363	986	8,514	
月末現在收容人員	494	469	430	519	509	531	471	417	—	

## 官署別被收容者数（令和7年6月末時点）

**概要**

- 令和7年6月末現在において、退去強制令書により收容された者であって、收容期間が6月以上であった者の数は、24人であった。
- 最長收容期間は、12年9月であった。

実施状況	収令	退令	退去強制令書に基づく收容期間									最 収 期	長 容 間
			6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	5年半以上 6年未満	10年以上 10年半未満	12年半以上 13年未満			
合計	94	437	413	8	8	4	1	1	1	1	1		
東日本	0	44	24	7	6	3	1	1	1	1	1	12年9月	
大村	0	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1年4月	
仙台	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東京	66	283	281	1	1	0	0	0	0	0	0	1年4月	
成田	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
横浜	7	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0		
名古屋	8	41	41	0	0	0	0	0	0	0	0		
大阪	10	43	42	0	0	1	0	0	0	0	0	1年11月	
広島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0		

※「退去強制令書に基づく收容期間」については、6月ごとに期間別の数値を計上したものを表示している。

## 長期收容事例（收容期間が5年以上の者）

① 東アフリカ出身の被收容者は、強盗致傷等の刑法違反によって3年以上の実刑に処せられ、刑期満了後に退去強制令書の執行により当庁の收容施設に收容された後も長期にわたり送還を拒んでいる者である。

この者については、送還に必要な旅券の発給について国籍国の協力が得られず送還が困難であるほか、被收容者本人が監理措置や仮放免による出所を拒んでいることなどから、收容が長期化している。

② 中近東出身の被收容者は、我が国に不法入国した後、入管法違反及び薬物関係法令違反によって3年以上の実刑に処せられるなどし、刑期満了後に退去強制令書の執行により当庁の收容施設に收容された後も長期にわたり送還を拒んでいる者である。

この者については、送還に必要な旅券の発給について国籍国の協力が得られず送還が困難であるほか、被收容者本人が監理措置や仮放免による出所を拒んでいることなどから、收容が長期化している。

また、この者は、「入管の医師は信用できない。」と一貫して主張し、これまでに庁内診療及び外部医療機関における診療を受けていない。

③ 南西アジア出身の被收容者は、難民認定申請を多数回にわたって繰り返しており、また、退去強制令書が発付された後も長期にわたり送還を拒んでいる者である。

この者は、自らの意思により官給食等の固形物の摂食を拒むなどし、その健康状態について特別な配慮が必要とされている中で、被收容者本人が監理措置や仮放免による出所を拒んでいることなどから、收容が長期化している。

## 參考資料

---

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、  
不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する

## 入国管理

### (1) 電子渡航認証制度(正式略称： J E S T A (※) )の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。

2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。

(※) Japan Electronic System for Travel Authorization

### (2) 退去強制が確定した外国人が多い国 に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。

(※) 被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者

## 在留管理・難民審査

### (3) 難民認定申請の審査の迅速化

誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてB案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。

(※) B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

### (4) 出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討する。

J E S T Aの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。

## 出国・送還

### (5) 護送官付き国費送還の促進

退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。

### (6) 改正入管法の新制度を活用した 自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。

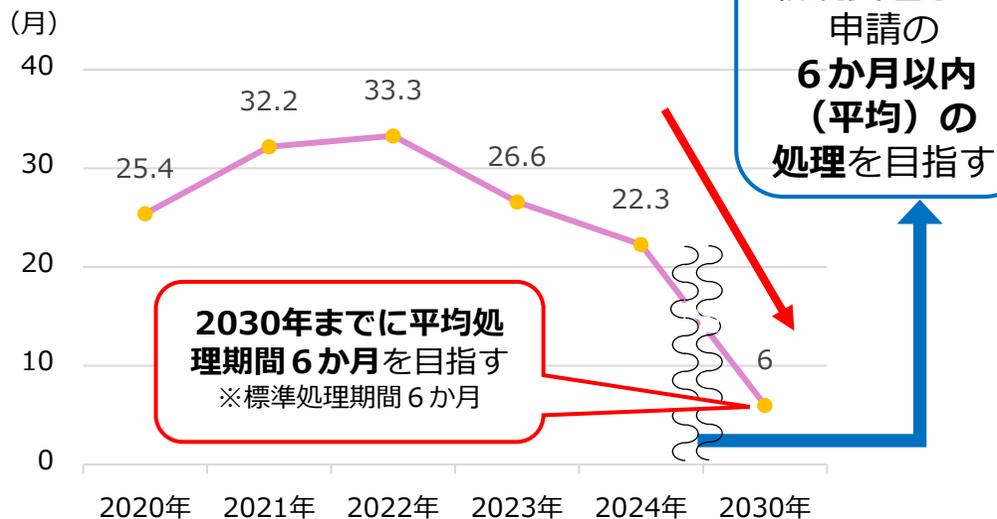
### (7) 被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。

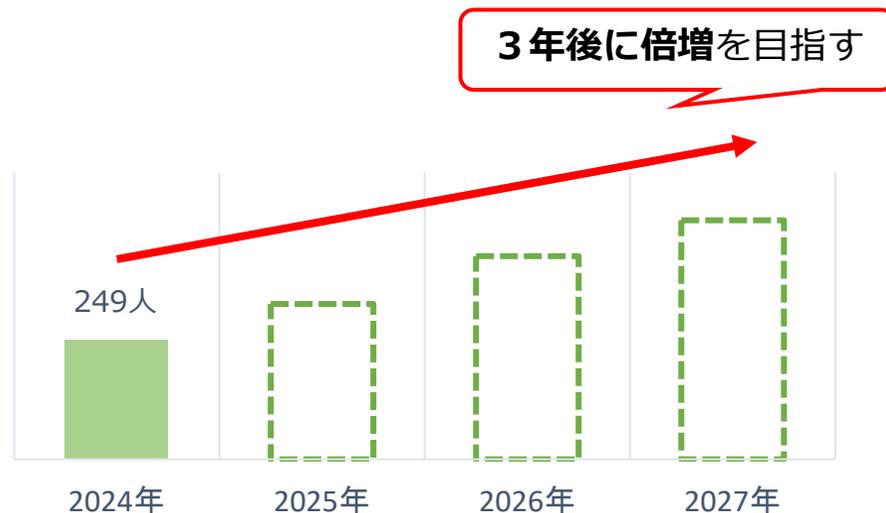
警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

# 不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）

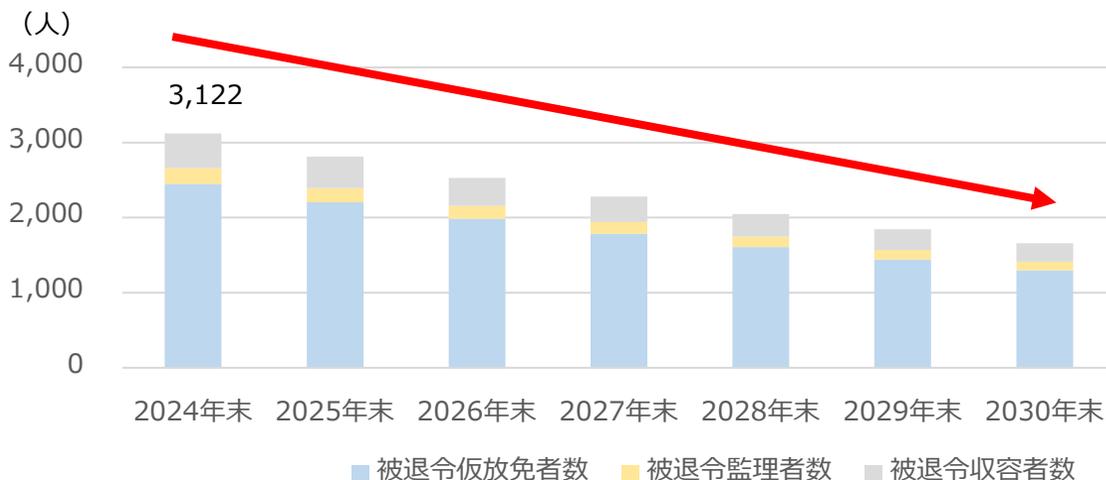
## 難民認定申請の平均処理期間



## 護送官付き国費送還



## 退去強制が確定した外国人数



今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの2030年末までに半減を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ